

一般社団法人 桜蔭会北海道支部規約

第1条（名称）

本会は一般社団法人桜蔭会北海道支部と称する。

第2条（構成及び目的）

本会は桜蔭会員をもって構成し、相互の親睦を図るとともに母校および社会への寄与を目的とする。

第3条（役員）

1. 本会は次の役員をおく。

支 部 長	1 名
副 支 部 長	1 名
会 計	1 名
庶 務	1 名
ウェブ担当	1 名
広 報	1 名
監 事	1 名
選 考 委 員	2 名

2. 役員任期は3年を原則とする。ただし、2期までの再任は妨げない。

ウェブ担当1名は、後任を補充できない場合にはその限りではない。

第4条（総会）

本会は毎年一回総会を行い、支部長がこれを召集する。

第5条（議決事項）

総会は次の事項を議決する。

1. 役員を選任
2. 予算および決算の承認
3. 規約の改廃
4. その他

第6条（議決）

議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、重要事項については、総会招集の際、会員各自の意見を問うこととする。

第7条（当番幹事）

1. 総会では毎年、次年度の当番幹事を選任する。
2. 当番幹事は総会招集に関する事務一切、総会の記録、名簿の作成などを行なう。

第8条（役員選考）

役員選考は選考委員、前役員その他をもって行い、総会に提出する。

第9条（会計）

1. 本会の経費は、会費、寄付金、本部からの助成金をもって充てる。
2. 会員は本会の運営資金として金1000円の年会費を納める。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 この規約は平成10年度から施行する。

附則 （第3条の1、第8条、第10条の改正）

この規約は平成13年度から施行する。

附則 （第5条の2、第10条の改正）

この規約は平成22年度から施行する。

附則 （第 1 条、第 3 条の 1、第 10 条の改正）

この規約は平成 26 年度から施行する。

附則 （第 3 条 1、2 の改正）

この規約は 2020 年度（令和 2 年度）から施行する。